

散ゼヨ、當方謀計ニアラザル段、證據ノタメニ、光秀ガ老母ヲ人質トシ、秀治ニ相渡スベキノ間、秀治此條信伏セシメ、大臣家へ御禮申サレ、一家ヲ全フセラルベシト云、略中、和睦相調ヒテ、光秀方ヨリ老母ヲ渡シ、秀治方へ人質トシ、八上ノ城へ入置カシメ、略中、雙方面談、一禮畢テ、祝儀トシテ、盃ヲ出シ酒宴ニ及ブ、略中、秀治秀尙ヲ搦捕リ、其外從者十一人、都合十三人ヲ相搦テ、早速安土へ差上セ、此趣言上シ畢ヌ、秀治ハ痛手負テ、路次ニ於テ死去セシメ畢ヌ、其後秀尙等、安土ニ於テ、生害ノ以後、丹州ノ殘黨等、光秀人質ノ老母ヲ、張付ニ懸テ殺シ畢ヌ、

〔夢語〕一今世に不孝の子ありとて親勘當しいかなる惡事すべきもなされずとて、其親々親類など奉行所へ訴申事多く、奉行所にて是を張外のものとし、事有時は父母親類へも咎等もなき事のよし、是人にもより、其事にもよるべき事ながら、人倫の破れ治の害惡者の種おろし也、人々孝をなすべきは、御高札のはじめにのせられ、且明曆の御條目にも、不用父母の制詞、町々年寄五人組の者の異見不致承引者有之ば、可召連來先て罪舍、其上不直覺悟ば親切久離可追拂、万一對子父母存遺恨ば、彼者從町中可捕來とあるとも、今の世の人々は、是をば御高札、彼は御觸とのみ思ひ居て、其事どもはしらず、年寄五人組など深切に世話する者も、疎きやうにて、我身の用心計してゐる也、何とぞ下萬民を憐み惠ませ給ふ御事なれば、能々教へさとし、人々此御高札の趣をば、覺えしるやうにありたし、又中には親々の教へずして、惡者になるは、親の罪も有べし、然れば子をよく教へさとし育るやうに、御教訓ありて、扱不孝の子在て、親もこらへず、諸親類所の者も倦て、惡者とおもふ者は、きびしく罪せらるべきか、只今追拂とするは、親の元を離る、計にて、近所前後如元徘徊して、猶惡心やまず、人に災し國の害をもなし、惡事をも仕出す也、是誠の御慈悲ならば、斯るものなどをこそ、遠島或は其罪の輕重、人々の品々により、遠國か近流か、いづれ父母の地を離して、其配所をえ立不去様にし、月逝歲經て心も改らば、又上よりして是を赦し玉ふや